

# 理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月18日（火）午前10時25分～  
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室  
3 議事の内容

司 会 定刻前ではございますが、本日出席予定の皆さまがお揃いですので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者18名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

なお、羽賀監事、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

永岡会長

（あいさつ）

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永岡議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と羽賀監事、新田監事が議事録に署名いたします。

羽賀監事さん、新田監事さんどうぞよろしくお願いします。

## <議案> 評議員候補者の推薦について

永岡議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

本日の議案の評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋局長

事務局長の真鍋です。議案 評議員候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

4頁に評議員選任規程を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

現在、22名の皆様に評議員として就任いただいておりますが、今回、新たに4名評議員を評議員選任・解任委員会において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものです。

真 鍋 局 長

2 頁をご覧ください。

「区社会福祉協議会の代表」といたしまして、  
大阪市北区社会福祉協議会会长の岸本恒夫様、  
大阪市浪速区社会福祉協議会会长の田中一彦様、  
3 頁に移りまして、

大阪市住吉区社会福祉協議会会长の伊藤美世子様、

「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の  
代表者」といたしまして、

大阪市社会事業施設協議会副会長の加藤久美様でございます。

任期につきましては、評議員選任・解任委員会において選任された日から現  
任期の残任期間である令和 10 年度会計に係る定時評議員会の終結時まででござ  
ります。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

永 岡 議 長

ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただ  
けますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

( 異 議 な し )

異議なしということですので、議案は原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終  
了させていただきます。

ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

#### <報告 1> 会長及び常務理事の職務執行状況について

司 会

それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。

お手元資料 2 をご覧ください。

定款第 20 条に、会長及び業務執行理事は、毎会計年度に 2 回以上、自己の職  
務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しております。

本日は、令和 7 年 6 月から令和 7 年 10 月末までの状況につきまして、永岡会  
長及び吉村常務理事から報告いたします。

それでは、永岡会長から、よろしくお願ひいたします。

永 岡 会 長

資料 2 の令和 7 年 6 月 1 日以降の職務執行状況について、詳細は、後ほど、  
吉村常務理事から報告しますが、まず、私から簡単に報告させていただきます。

資料 2 にありますように、いくつかの事業推進に関わる事項を進めてまいり  
ました。

今、大きな問題である人材の確保、育成等の組織基盤の強化などに努めてお  
ります。

災害対応については、もう少しで、24 区全体でライオンズクラブと協定が締  
結できるとのことです。

市社協の中にも災害対策本部となる場所を整備しておりますので、各区との  
連携含め、一体的に取り組んでおります。

永岡会長

私の方で出席させていただいた会議、行事のなかで、大きなものとしましては3頁ですが、大阪市社会福祉大会がございました。

社会福祉大会は、大阪市長、大阪市会議長にもご出席いただきました。

第2部の西川ヘレンさんの講演を聞きに来られた方も多数おられました。

私からは、社会福祉、地域福祉の推進の大切さを式辞でお話させていただきました。社会福祉を積極的に進め、広げていかなければいけないということを改めて感じました。

大会には800名ほどご参加いただき、242名、9団体に表彰状、感謝状を授与しました。

理事の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

もう1つは、大阪市社会福祉審議会の関係で、ちょうど民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、民生委員の委嘱に関する審議がございました。

ただ、そこでも議論がありましたけれども、残念ながら定員が充足できないところもあり、その他にも孤独死など地域活動の課題、活動のこともいろいろ考えさせられるところがございました。

社協のあり方検討委員会につきましては、1960年代からの基本要項、90年代の新基本要項、そこからずっと現在に至りまして、3月に基本要項の2025年版が全社協から出されました。その基本要項を深めて具体化していくことは、それぞれの都道府県社協、指定都市社協、市町村社協がすすめることになっております。

大阪市社協としては、基本要項を踏まえた、大阪版としての活動をしっかりとすすめていくにあたり、大阪は社会福祉の先進地域でしたし、優れた活動がたくさん生まれてきたところですので、今こそ、大阪らしい社会福祉の発展を考えるということ、社協が何をするかということをもう一度職員みんなが理解する、地域の人たちも分かってくださっているような、そういう関係をつくりたいと思い、今、浅井理事を中心に職員が議論に参加し、進めております。

これについては後ほど詳細にご報告いたします。

その他会議・行事の参加につきましては、記載のとおりです。

ふれあいキャンペーン実行委員会も、障がいを持っておられる方の福祉の推進キャンペーンで、伝統的にずっとやってきたものでございます。

引き続き大阪市社協として着実な事業を進めていかねばならないと思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

吉村常務

常務理事の吉村でございます。引き続き私の方から職務執行状況について報告させていただきます。

「1 事業推進にかかる事項」についてでございますが、1つ目の「大阪市社会福祉大会」については、会長から報告のあったとおりでございます。

2つ目の「第3期大阪市地域福祉活動推進計画の推進」としましては、本会及び各区社協において、第3期計画に基づく具体的な取組みと数値目標等を設定した実行計画を策定して取り組んできており、8月27日に開催しました大阪市地域福祉活動推進委員会において、令和6年度の本会及び区社協の取組み状況の評価等についてご意見をいただき、今後の事業展開に反映しました。

吉 村 常 務

また、第3期計画の重点推進項目である参加支援を進めるため、令和6年度に作成した「参加支援ガイドブック～相談支援からの参加支援」の発信と活用促進に努めるとともに、今年度は、場づくり・地域づくりから参加支援を進める方策について検討し、ガイドブックに追記することとしています。

3つ目の、こども食堂等こどもの居場所活動を支援する「大阪市地域こども支援ネットワーク事業の推進」としましては、こども食堂等の活動がどこで行われているか知らない、こどもや保護者もかなりいることから、現在、19区社協でこども食堂等の情報を地図に落とした「こどもの居場所活動マップ」等を作成し、小学校等で配布しており、残り5区でもマップ作成の検討を進めているなど、認知度の向上に努めてもらっています。

4つ目の「ボランティア活動の育成・振興」としましては、毎年度、大阪市ボランティア活動振興基金を活用して、地域のさまざまな福祉課題の解決に寄与する団体への助成を行っており、6月2日に大阪市ボランティア活動振興基金交付式を開催し、こどもの居場所活動や世代間交流、生活困窮者への支援、ケアラー支援などの「福祉ボランティア活動」を行う134団体と、新たな担い手を発掘するため、今年度から新たな助成枠として設定した「学生・若者が取り組むボランティア活動」の8団体に助成金の交付を決定しました。

5つ目の「生活福祉資金コロナ特例貸付のフォローアップ支援事業」としましては、各区社協において、償還が困難な借受人に加え、償還免除者、未応答者等も対象とし、生活状況を確認し必要な支援につなげる取組みを実施しており、本会では、これら業務が円滑に遂行されるよう、実施状況を把握するとともに、業務内容の改善・変更に関して大阪府社協等と調整・協議を行っています。

6つ目の「社協のあり方検討の推進」につきましては、先ほど会長も触れられましたが、詳細については、後ほど事務局から報告させていただきます。

次に、「2 人材の確保・育成等組織基盤の強化」についてでございます。

まず、職員の確保につきましては、福祉業界全体として人材不足と他業種との給与待遇の格差拡大により非常に厳しい状況にあり、本会も同様で、新たに、既卒者を対象とした就職説明会を開催したり、学生向け社協の仕事体験事業を実施し、5区社協において学生15人を受け入れるなど、力を尽くしていますが、大変苦戦しています。

令和8年4月1日付け新卒採用応募者の選考を行った後、5月、11名に対し内定通知を出しましたが、その後、公務員試験合格者等の辞退者が続出し、現在は2名にとどまっています。そうしたことから、令和8年度の人員体制確保に向け、9月に再度、新卒者を対象とした採用募集を行うとともに、年度途中の既卒者の採用も積極的に進め、7月1日に3名、9月1日に1名、11月1日に1名を採用しました。さらに、10月から、令和8年4月1日付けの新卒・既卒者の採用募集を行っておりますが、今の所、応募が少なく、多数の採用者は見込めません。

今後も、採用活動を続けてまいりますが、令和8年度の人事配置において、複数の欠員が生じる可能性があります。このように例年になく厳しい状況にあるのは、本会の給与水準の低さが大きく影響しているとみてています。他業種の給与水準がこの2年で大幅に上昇し、それに合わせて、公務員の給与水準も上がり、公務員の給与水準と連動させている給料表をもつ周辺社協の給与水準も

吉 村 常 務

着実に上昇しています。一方、本会では、ここ何年か、給与水準を上げずに、据え置いています。結果として、本会の令和8年4月1日採用の初任給が215,000円であるのに対し、例えば、堺市社協は237,440円、神戸市社協は242,592円、大阪府社協では253,897円としており、格差が顕著に現れています。

こうした格差が生じてきている背景としましては、本会も過去には、他の社協同様、自治体の給与水準に連動させた給料表をもっていたのですが、大阪市の市政改革で、団体への人件費等の運営費補助が廃止されたことに伴い、給与水準を大きく引き下げた独自の給料表に変えており、以降、大阪市から請け負っている業務で支払われる委託料や交付金、補助金を主たる財源としてやりくりし、人件費を捻出していることがあります。そして、この間、本会が給与水準をあげられずにいるのは、収入源である現行の大阪市の委託料や交付金、補助金における人件費の積算額では、今以上に給与水準を上げることが難しく、仮に上げると人件費支出の増で事業収支が赤字に陥るからです。本会の給与水準の低さは、人材確保に影響しているだけでなく、若手職員が相次ぎ途中退職するなど人材定着にも影響しており、とても深刻です。

しかし、今の初任給や給与水準のままでは、人材確保はさらに難しくなり、令和8年度の人員体制もうまく構築できない恐れがあります。このため、大阪市にも、委託料・交付金等の人件費積算額の見直し検討をお願いしているところです。ただ、採用は待ったなしの状況ですので、業務遂行に必要な職員数を確保するためには、この際、先行して、給与水準アップに踏み切ることが必要かとも考えています。その際、事業収支の悪化も想定されるところであります。どの程度まで、市・区社協職員の給与水準をあげられるかは、今後、本会及び区社協の収支に与える影響も勘案して、早急に検討してまいりますが、理事の皆様におかれましては、非常に厳しい状況に置かれている本会の現状と対応につきまして、なにとぞご理解を賜りますよう、お願い申しあげます。

2つ目の「職員研修」としましては、新規採用職員研修として、災害時における社協の使命や役割を理解する災害ボランティアセンター運営者研修を開催しました。また、11月4日には入職2年目、3年目の職員を対象に社協若手職員学習会を開催するなど、若手職員の育成・強化に努めました。

3つ目の「遺贈寄附確保につなげる取組み」として、8月25日に、三井住友信託銀行と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結いたしました。遺贈寄附に関する相談は、法的に専門的な知識が必要であり、本会単独で対応することに限界がありました。協定を結んだ三井住友信託銀行の専門相談窓口を紹介し、相互に連携することで、スムーズに遺贈寄附の受入につなげができるものと期待しています。

次に、「3 災害対応」についてでございます。

「災害訓練の実施」についてでございますが、9月24日に実施した第1回の訓練では、災害発生後の初動対応の基本行動を確認しました。第1回の訓練をもとに、第2回の訓練を12月に実施予定です。

2つ目のライオンズクラブと各区社協との連携促進についてですが、本会はライオンズクラブ335-B地区と災害時の協力協定を締結しており、地域レベルでの災害対応を強化するため、ライオンズクラブ各支部と各区社協との関係づくりを支援しています。7月3日には、ライオンズクラブ335-B地区主催のア

吉 村 常 務 ラートセミナーに本会及び 24 区社協の職員が参加し、「社会福祉協議会が期待する連携の力」をテーマに市社協職員が講演を行うとともに、セミナー終了後には、区社協職員が同区内のライオンズクラブの方と名刺交換をする機会も設けていただき、関係強化につなげました。さらに、ライオンズクラブとして、災害時に、どのような支援が可能であるかを把握するため、10 月に、「災害における協力可能な支援に係るアンケート」をライオンズクラブに依頼し、今後、集約した情報をもとに、発災時に速やかに対応できるよう備えを進めていく予定です。

「4 監査等の状況」「5 各種会議その他重要な組織の活動」、「6 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況」については資料に記載のとおりです。

私からの報告は以上です。

司 会 ただ今、永岡会長、吉村常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。

三 田 理 事 淀川区の三田です。

ただいま職務執行状況について、吉村常務からご報告いただきましたけれども、その中の 2 番目、人材の確保・育成等組織基盤の報告を聞いて、びっくりしたのですが、当協議会が初任給を 21 万 5 千円支給しているのに対して、堺市とか神戸市、大阪府の社協が 23 万とか 25 万とか、かなり格差があると思うのですが、大阪市の社協はそこまで出せないのですか。

吉 村 常 務 過去 1 度、19 万円から 21 万円台に初任給を上げましたが、それ以降については据え置いたままでございます。

上げられない理由としましては、先ほども申しましたけれども、大阪市からの委託料、補助金や交付金を収入源として、社協としてはやりくりをしております。人件費についても収入の範囲でやりくりをしておりますので、給与水準を上げると、人件費が突出することで赤字に陥り、本会及び区社協の経営にも影響を与える可能性があるということで、様子を見て、据え置いたというのが状況でございます。

三 田 理 事 例えば堺市とか神戸市は委託料が大阪市より高いから、事業運営しやすいということでしょうか。

吉 村 常 務 それぞれの社協で状況は違いますけど、例えば、堺市社協は、人件費の交付金というのがございます。大阪市の場合は市政改革で廃止されています。

堺市社協は公務員に準拠した給料表で、堺市の給料表が上がれば、その分人件費も増えていきます。堺市で堺市社協の職員数は管理されていますが、その增加分を交付金で手当てされ、財源の心配が少ないと言えます。

委託料等の水準ですが、大阪市と堺市でどれだけほど違うかは分かりませんが、大阪市の方が水準が低いというのは事実でございます。

三 田 理 事 堀市や神戸市のように交付金を大阪市に要望することは可能ですか。

吉 村 常 務 これについては、市社協だけが運営交付金を廃止されたわけではなくて、市政改革におきまして、いろいろな文化や芸術関係の団体等、あらゆる団体の運営費に対して交付金を出していたのですが、一切合切廃止されております。

おそらく大阪市としては、よほどの理由がない限り社協だけに、運営交付金を復活するのは難しいとは思いますが、要望はできると思います。

三 田 理 事 このままであれば、令和8年度の人材の確保もかなり厳しいですね。何とかしないと、ますます市社協も先行き不透明と感じます。

この後説明いただく、今後の社協のあり方の検討についての資料の9頁に、アンケートで職員皆さんの意見が出てきますが、人材確保が非常に困難である、職員が疲弊している、給与水準が低く、行政・民間企業との差が顕著であって、人材が確保できないとさんは思われているわけですね。

これを何とかしないと社協がますます衰退していく気がします。何らかの対策を講じないと難しいのではないでしょうか。

吉 村 常 務 1つの要素としては、職員の給与水準の改善が待ったなしかなと思っておりまして、それに関しては当然、いくら勝手に社協だけで給与水準を上げても赤字がどんどん増えていくことに将来なりますので、大阪市に何とか予算の増額をお願いし、収支バランスを保ちながら給与水準を上げていくことを今後取り組んでいきたいと思っておりますし、育成定着の策については、また後ほどあり方検討の報告で触れさせていただくことになると思いますけれども、いろんな策を重ねてやっていかないといけないと思っております。

今一番切羽詰まっているのは、やはり給与待遇で、近隣社協と比べ初任給に大差が開いていると、大阪市社協を選んでくれない可能性が高いと思いますので、そこは何とか見劣りしないような状態にまずはするのが必要かと思っております。

三 田 理 事 大阪市との委託料の増額、これなんとかうまくいくように交渉をお願いしたいと思います。

もしできなかつたら、何か他の方法を考えないといけないですね。よろしくお願ひします。

永 岡 会 長 今、ご質問があったのですが、どのようにしたらいいかというのは、ぜひいろんな他の取組み、都道府県市町村の取組みなども、もっと参考にしたらいいと思うのですが、私も今この間ずっと状況をお聞きしていて、1つは社会福祉協議会が、特に地域福祉計画を推進するための団体として公共性をすごく持っているものだと思いますので、その理解もしていただけるように努めていかないといけないと思います。

昔から、社協に就職すれば、給料は公務員に準ずるというのは基本にあって、私たちもそういう仕事だと思っていましたが、今大阪市は、財源の仕組みが変わり、他との格差もありますので、職員のアンケートで出てくるような声も、もつときちんと整理したうえで、伝えていかないといけないと思います。

ですから、社会福祉協議会のあり方というか、役割と位置付けのようなこと

永岡会長 も重要になりますし、給与や雇用条件の問題というのは連動しているところがありますので、そういう理解も深めていきながら大阪市へ要請をしていくというのを、もっと声を上げないといけないと思っております。

他の方法もいろいろ考えたりしますが、ぜひご提案というか、ご意見もお願いしたいと思っております。

司会 他にご質問、ご意見等よろしいでしょうか。

多田副会長 すみません。

今聞いていると、非常に大変な状態だと思います。

このまま放っておくと社協の存続自体もちょっと危ぶまれるという感じもします。

職員がどんどん悪循環で疲弊していって、人が確保できないということですが、そうなってくると、今緊急避難的な対応としては給料や初任給を上げることで、基本給を上げるのではなく、何か手当をつけて初任給を上げることですか。その点は事務局としていかがでしょうか。

吉村常務 これから経営に与える影響も勘案し、急ぎ検討していくますが、給料表まで変えていくとなると、恒常的な人件費支出になりますので、大阪市の動きも勘案しながら、一時的な対策として初任給が他と見劣りしないような手立てを考えられないかなと思っています。

多田副会長 それも考えていいかないとだめだと思います。

それと、給料を上げることによって各区社協の財政にも影響が出ると思いますので、各区社協の会長に周知し、ご理解いただく必要もあるのではと思います。

最終的には大阪市が頼りになるとは思いますが、今、放っておいたらこれは大変なことになると思います。

今、三田理事がおっしゃったように、将来的に社協自体は存続も難しい、そういうような状態にあると僕は思います。

皆さんのご意見があればお聞きしたいです。

司会 他にご質問、ご意見等よろしいでしょうか。

桑野理事 桑野です。

委託料を上げてもらうとなると、内容の充実をしていかないといけない。

大阪市から委託を受けた業務に対してどれだけの効果があるか、どれだけそれが役に立てるかっていうことを、大阪市が評価してくれるかが鍵になると思います。

大阪市は、市社協に委託料を払っているのだから、やつといてよという感じになると思います。

大事な組織が現状本当に困っており、それに対して対策をしないことには、大阪市の事業自体が行つていけないということを、積極的に大阪市に伝えてい

葉野理事 かないことには、大阪市としても可能な限り支出を抑えていきたいなかで、上げてもらいたい思い1点だけでは、ずっと上がらないと思います。

だからこそ、実際に社協が実施している事業に対してどれだけ評価が出てるか、僕は出してもらつたらいいと思います。どれだけ評価をもらつているかが重要で、評価が低ければ、事業を今後も継続するのか検討すべきだと思います。事業を一生懸命やってるという評価は、個々の人が一生懸命やってるという評価であり、ちゃんと評価をしてもらつたら、若干給料が少くとも、自分たちはしっかりとやっているという意識を持って続けていけると思います。給料が少なく、評価も低いところに人材は集まるはずないと思います。

社協に行きたい、社協で頑張りたい、そう思わせるようにするには、評価の部分を考えてもらい、大阪市は委託事業については、委託先だけですべてを進めようとするのではなく、市の職員と同じような感じで我が事として考えてもらえればいいと思います。

事業は実施しますけど、そのためのお金をくださいということです。潤沢なお金も渡さないで、一生懸命してくれは、おかしいじゃないかと思います。

事業を受託するうえで、それに見合った対価を求めていくことを積極的に言っていかないといけないと思います。

よろしくお願ひします。

吉村常務 ありがとうございます。

まさしくそのように我々も考えてまして、当然、社協の実績、こういうことで役立っているということは積極的にアピールしつつ、市の方にも社協の給与処遇についても併せて要望していく必要があると思っています。

やはり財政当局としたら社協の人事費をなぜ上げないといけないのかというのはあると思いますので、社協が役立ち、実績をこれだけあげており、もし、委託をゼロにしたら地域が大変なことになり、誰も福祉活動に参画しない状況が生まれ、結果として大阪市が税金を使ってわざわざ人を雇つて行わなければならないという話になってくるので、どれだけ社協が頑張っているかというのも引き続き見えるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

永岡会長 今の点につきましては、いくつか委託を受けている事業の審査内容を見ましたけれども、私自身は社協の特性というのをあまり理解していただいていませんで、個別の事業としてしっかりとやっているかどうかという基準で見てられる感じがしています。

社協はプラスアルファの部分でいろいろつないだり、暮らし全体のことを取り組んだりなど継続してできるのが、社協が地域に根差している良さですので、その点の評価というか、分かっていただくような働きかけもしっかりとしないといけないということを、今お聞きしていて思いました。

司会 他にご質問、ご意見等よろしいでしょうか。

小嶋副会長

小嶋です。

先ほど稟野理事もおっしゃったように、民生委員としてもすごく、社協の協力なしには活動できない状態ですので、他機関に声をかけていただきて、社協として大阪市へ要望を出すときに、ご協力できることがあれば、協力できたらと今思いました。

司 会

他にご質問、ご意見等よろしいでしょうか。

佐 藤 理 事

大阪市子ども青少年局長の佐藤です。

今日は、急遽別件がございまして、福祉局長は欠席ですけれども、今日こういうご意見があったことも含めて、また福祉局としっかり連携したいと思います。

もちろん、社協なしでは、大阪市の福祉部門がおそらく一切回らないであろうということはもちろん、大阪市全体としても福祉局も我々子ども青少年局もそこはしっかり理解をしております。

少し改革のときの話が出ましたけど、そこで大きく社協だけということではなく、いろんなことがその中で組み直されてしまった中で、例えばうちの局でもそうなんんですけど、予算を増やそうとすると何かを減らすということがあります、まだこの物価高の中でどこまでするんだという、人件費などもあるんですけど、今でもそのようなことがございまして、いろいろと苦しい中ではあるんですけども、まさに社協の事業がどれだけ大事かということは、身に染みて分かれているつもりでございますので、また改めて伝えていきたいと思います。

#### <報告2> 今後の社協のあり方の検討について

司 会

ご意見ご質問はよろしいでしょうか。

ないようでございますので、続きまして今後の社協のあり方の検討について、事務局次長兼福祉部長の堀江から報告いたします。

堀 江 次 長

事務局次長兼福祉部長の堀江でございます。

今後の社協のあり方の検討について、ご報告します。

資料3、1頁をご覧ください。本会は令和7年で法人設立74年を迎え、住民主体の理念のもと、地域の中で先駆的に進めてきた小地域福祉活動の組織化やボランティア活動・市民活動の推進を軸に地域福祉の推進に向け取り組んできました。

一方、令和5年度6年度の2年間にわたり、全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会の指針でもある基本要項を約30年ぶりに改訂する作業を行い、全国の各社協でも議論され、多くの意見を全社協でまとめたものとして、令和7年の3月に社会福祉協議会基本要項2025として改定版が策定されました。

本会でも、今回の改訂にあたり、全職員が区社協単位で議論しましたが、その中で、住民ニーズの基本原則や行政との連携に関する考え方等に多くの意見があり、改めて現在取り組んでいる各事業についても振り返る、良い機会となりました。

特に行政との関係では、実際にはかなり多くのいろんな種類の委託の事業を

堀 江 次 長 受けており、事業委託という形になっていることも多く、改めて双方が役割を果たしつつ、社協と行政が両輪となって、地域福祉の共同推進に力を発揮していく必要性があることを再確認するとともに、現在取組む各事業を振り返り、本来、社会福祉協議会はその人らしい暮らしを地域で支えることを基本として、制度の枠にとらわれず、柔軟に活動していくという基本を踏まえ、改善点や新たな取組みなどを考える機会にもなりました。

このように、本会では、大阪市らしい社会福祉協議会のあり方について検討していくことを目的として、令和7年4月に「社協のあり方検討委員会」を設置し、現在、今後の事業方針や新たな事業の検討、それを支える職員の処遇の検討や、その財源等も併せて議論を進めています。

2頁にうつりまして、推進体制としては、本会常勤理事を委員長とし、事務局管理職と区社協事務局長、若手職員も委員会メンバーとして参画し、進めています。

主な検討事項としては4点あります。1点目は大阪市社協の事業方針の策定。これは、全社協では基本要項として定めたのですが、あくまでも全国的な社協の方針ということですので、それを踏まえて大阪市社協として大阪市らしさ、大阪市の現状を即したものとして大阪市社協の基本事業方針を策定する予定しております。

2点目は、現行事業の振り返りと今後の事業方針を定めること。

3点目は、大阪市の委託事業ではなく、新たな取組みを検討すること。

4点目は、職員の人材確保・定着を中心に人材に関して検討する。

この4点を主な検討事項としています。

進め方は、月1回の定例会とそれ以外区社協の意見を反映するということで、必要に応じて区社協の事務局長などにも参画してもらいながら進めています。

3頁にうつりまして、今回、社協のあり方を考えるということで、最大限職員の声を反映することも、検討過程の基本としておりまして、全職員参画による2つのテーマの取組みを行いました。

まず、1点目は、全社協で定めた基本要項2025を市社協・区社協で改めて議論し、市及び区社協単位で意見をまとめました。

2点目は、現場である区社協において、業務に従事する職員の意見や声をしっかりと反映するため、Googleフォームで意見集約し、各事業の振り返りや現在の課題等もまとめているところです。

4頁からはもう少し詳細に記載しております。

まず1つ目の取組みの基本要項2025に関する議論につきましては、今年度5月6月に全社協の基本要項に記載されております、活動原則と社協の機能について、現在の事業に照らして、十分果たせているか、不足していることはないか、社協としての大切な視点などを各所属で議論し、まとめました。そのデータは、かなり膨大な量ですので、7月8月にさらに大阪市全体として整理してまとめ、現在、その内容を踏まえて大阪市社協の事業方針の策定作業を行っています。

5頁にうつりまして、2つ目の職員アンケートですが、正規職員は全員回答することを基本とし、321名から回答がありました。嘱託職員は任意としましたが、回答してくれた職員も一部いました。

堀 江 次 長

6 頁にうつりまして、事業別の回答数については、395 件の回答となっております。これは事務局長や係長が、複数事業の回答をしていることから、先ほどの人数よりも多い数になっています。

併せて、新しい事業の提案についても質問項目に組み込んでおり、297 件の回答がありました。

7 頁をご覧ください。このアンケートですが、職員 1 人 1 人が個々自分を振り返る良い機会にもなったと思います。それぞれの職員が回答しましたデータは本当に膨大でして、本日全てを共有するのはなかなか難しいので、本日につきましては全事業共通する主な内容だけを資料のほうで作成いたしまして、共有をさせていただけたらと思います。

まず 7 頁、社協が各種事業を実施する意義や強みにつきましては、住民、社会福祉関係団体、行政、NPO などが参加・協力して地域福祉を推進する「公共性と自主性をもつ民間団体」であるがゆえ、制度に縛られない自由でニーズに沿った支援が展開できる。孤立孤独を防ぐ取組みは、昔から友愛訪問など地道に活動を継続しており、こうした住民活動の基盤に関わる地域のつながりそのものが今に継承されており、地域との信頼関係を長い月日をかけて構築できていることが最大の強みである。などがありました。

続きまして、8 頁ですが、強みがある一方で事業の弱みや課題についても多く意見がありました。

主な意見としまして、事業を地域支援と相談部門に分けてご報告します。

地域支援では、地縁組織の弱体化や地域福祉活動の担い手の減少が進展している。これにつきましては、本当にもうここ数年来の課題になっておりますけれども、職員も認識をしながら、社会福祉協議会として抜本的な解決に向けた取組みができておらず不十分であるという意見。

また、相談支援部門では、近年複合的な課題を抱え、困難課題に直面し対応に苦慮することが非常に多く、職員自身がスキル不足を感じる場面が増えたというような意見がありました。

9 頁をご覧ください。業務にあたっている職員・人材についても数多くの意見がありました。

まず、人材確保・定着ですが、先ほど三田理事からもありましたとおり、人員確保が困難なため、慢性的な欠員により、残っている職員で業務にあたることになるため、職員が疲弊し、悪循環に陥っている。人材確保・定着の対策が急務である。また、大阪市の委託事業の中には、制度設計として嘱託職員の配置割合が多い事業が多い。安定した事業運営及び事業の質の向上・積み上げのために、固有職員を基本となるような配置基準の見直しが必要である。給与水準が低く、行政、民間企業との差が顕著であり、人材確保ができない、あるいは流出が止まらない。給与水準の改善が必要であるという内容が多く上がっていました。

また人材育成については、相談内容やニーズが複雑化する中で、専門性の高いスキルが必要であり、今行っている研修の体系及び内容の見直しが急務であるという意見が多く上がってきたところです。

最後になりますが、10 頁をご覧ください。

本日はあり方検討委員会の設置の趣旨と中間報告をさせていただきました

堀 江 次 長

が、今後の予定について、少し触れたいと思います。

まず、先ほど事業課題の中で、各事業の推進方針やそれを支えている職員の  
人材確保・定着・育成も絡めながら、1に記載しておりますとおり、大阪市社協  
の事業方針を令和8年3月に策定予定として進めています。

2つ目の新たな取組みにつきましては、6頁で説明いたしましたとおり、職員  
から300ほど声が上がったうち、ぜひ主体的に検討したいというような意見も  
ありまして、そのあたりをあり方検討委員会で精査しまして、現在3つのテー  
マで議論しています。

まず、1点目、孤立孤独対応に向けた取組みです。大阪市は一人暮らし高齢者  
が非常に多く、また身寄りのない高齢者についても、今、市内に約21万人いら  
っしゃるということで聞いております。身寄りのない方、高齢者の方につきま  
しては、例えば、亡くなったあとのことなどをどうするのか、将来に備えて自分  
の身の回りのことを整理しておきたいなど、実際に包括支援センターへの相談で  
声が上がっているのが現状です。これらについて、社協として何か対応できな  
いのかということで新たな取組みを検討しています。

なお、社会福祉法の改正が次の春に向けて予定されておりまして、身寄りの  
ない高齢者の支援として、入院入所等の円滑な手続き支援や死後事務が内容と  
して検討されています。これらも踏まえまして、大阪市社協としてどういう形  
で事業を展開していくかというところを検討しております。

2点目は、若者支援です。大阪市社協・区社協は、高齢者福祉に関しては、先  
駆的に食事サービスやサロン活動のような地域活動や老人福祉センターや地域  
包括支援センター、今では生活支援体制整備事業など、高齢者福祉の分野につ  
いてはかなり幅広く進めてきており、こども分野では、平成10年前後から、地  
域の子育てサロンの実施や、直近では子ども食堂の支援、数区ではありますが、  
市内の子育てプラザの受託等など展開しておりますが、いわゆる若者と言われ  
る20代、30代の層の関わりが非常に薄く、具体的に取り組みが進んでいない  
のではないかという職員の声も多くありました。このあたりにつきまして何か  
取り組めないかということで今検討しております。若者の層の課題といいます  
と、学生時代に不登校になり、そのままひきこもりになる人であるとか、就職  
がうまくいかず悩みを抱える、近年であればヤングケアラーの課題など、様々  
あります。このあたり何かできないかということで検討をしております。

3点目は、外国人住民の関係です。コロナ禍以降、大阪市も非常に外国人住民  
が多くなっており、社協として外国人住民の方の福祉課題、地域の福祉課題に  
対応できているのかということで意見が多く上がりました。これにつきまして  
は、いきなり社協として何かをやっていくという前に、今各区でどういう状況  
なのかというところを実態把握し、何が福祉課題なのかを分析し、その結果を  
踏まえまして社会福祉協議会として取組み、具体的にどういうことができるの  
かということを検討できないかということで今議論を進めているところです。

3の人才の確保・定着・育成につきましては、事業を支えている職員のところ  
については、あり方検討の中でも議論しています。

まず、人材の確保・定着につきましては、処遇改善や、キャリア形成、勤務評  
定などを検討しています。また、人材育成につきまして、市社協には研修体系  
があり、それに基づき毎年研修を行っていますが、新たな研修のあり方のとこ

堀 江 次 長 ろについては検討を進めていきたいと考えております。

本日は、委員会設置から現時点までの進捗の報告、今後の予定について簡単に報告させていただきましたが、理事のみなさまからもいろいろご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

司 会 ただ今の報告について、ご質問はございませんか。

川 下 理 事 弁護士の川下です。

今、新しい取組みの検討のうち、身寄りのない高齢者に関する説明のところで、社会福祉法の改正が検討されているとお伺いしました。入院・入所の準備や死後事務の支援については、今、日常生活自立支援事業が平成12年から始まって25年になり、私もこの間、ずっとあんしんさぽーと事業の相談に乗ってきたわけですけれども、当初はいろいろと問題が多かったので相談も多かったんですが、最近はずっと落ち着いていたので安心していましたが、この状況が大きく変わりそうな話だと思うんですけど、法律が改正されれば、日常生活自立支援事業が具体的にどう変わるのかお話をいただきたいと思います。

堀 江 次 長 ありがとうございます。

先日、全社協の方で常務理事・事務局長会議という全国会議がありまして、厚生労働省の方からの説明等もありました。

大阪市内は日常生活自立支援事業をあんしんさぽーと事業という名称で呼んでおりますけれども、今、国の方ではあんしんさぽーと事業の拡充として、身寄りのない高齢者を対象とした事業を展開すると示しております。

あんしんさぽーと事業とセットでやるのか、運用の中で、別事業ができるのかというところは、確定していない状況です。

ただ、国の資料に記載のある、身寄りのない高齢者の死後事務や、入退院支援、身元保障については民間事業者も第二種社会福祉事業の認可をとって参入してほしいという方針が出ているということを考えますと、あんしんさぽーと事業と今回示されている事業は、運用の中で、別々の実施主体が担うことにおそらくなるのではというのが今の考え方です。

あんしんさぽーと事業は、大阪市は全国で東京都に次いで2番目に契約件数が多く、他都市とは全然桁が違う契約件数と相談件数になっており、従事職員も約200名弱という大規模な事業になっております。

そこにつきましても、人材確保が大きな課題であり、サービスを受けたくても受けられないということでお待ちいただいている方もかなりの数がいらっしゃるなかで、この新たな事業を同じ枠組みでやっていくとなると、今想定しているだけでも、解決できない課題だらけになるだろうと考えております。

川 下 理 事 成年後見制度が始まって弁護士や司法書士が、職務上、成年後見を随分やっていますけれども、入院するときに一番困るのが身元保障であり、引き受けた結果、入院費払えと言われたらどうするのかという懸念もあり、成年後見人たちが非常に困っている状況があります。

川下理事

費用負担に関する手当もなしに、保障はできないので、非常に困っているところが1つです。

それから死後事務というと、本来、遺言でどうするかという話ですけれど、最近皆さんご承知のとおり、終活業者と一言で言ってしまうと非難を浴びるかもしれません、商売している団体・業者もたくさんあり、トラブルも耳にします。

生きている方が消費者被害にあうと、被害を訴え、問題点として浮かび上がってきますが、死後実務に関する紛争というのは、被害者は既に亡くなっているので、多くの場合、相続人は気付きません。

市社協の場合、日常生活自立支援事業でも、最後、利用者が亡くなった時の残った財産をどうするのかという問題があります。

昔は亡くなった時に、金額が多いと市社協から、私のところに相続人の調査の依頼があって、引き継ぐ人はいないと言ってた人でも、戸籍を調査すると見つかる人が半分近くいました。

もちろん連絡とっても何の反応もない人が多いですけれども、中にはちゃんと出てきたということもありました。

実際に身寄りがあるかないかは、戸籍を調べないと分かりません。

本人がおっしゃっても縁が切れてるだけで、親族がいらっしゃるということは珍しくないです。従前は市社協の場合、相続人を調べていましたし、相続人がもう関係ないと言われたら問題ないですが、後で見つかって出てきて文句を言うケースも結構あるわけですから、かなり難しいというのが実態だと思います。

そもそも民間事業者の中には、皆さんもご存知のとおり、西成の昔の労働者を入れていた簡易宿泊所など、福祉マンションと言って、生活保護受給者を住まわせて、保護費を全部自分たちで受け取って、毎週少しづつお金を渡してというような事業をやっているところがあり、極端な例ですけれども、こういった事業者が参加してくる懸念もあって、大変なことになりそうな気がしました。

先ほどおっしゃったように、今の体制で間口を広げて仕事を増やすことが現実的に可能なのか、不安を覚えるのですが、その点はいかがですか。

堀江次長

あり方検討の中でもこの話、ずっと議論を進めている中で、やはりんしんさぼーと事業の中でやっていくというのは難しいということと、身寄りのない高齢者が大阪市内21万人というなかで、対象の範囲をどうするのか、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、身元保障・死後事務は法律の専門知識も必要になりますので、すぐに始められるものではないという意見もあります。

このあたりについては、情報収集をしながら大阪市社協としてどの形で進めていくのが一番良いのかということを、今、議論を継続して行っております。

川下理事

民間企業の参入が認められると、高額な利用料を払える人を集めて運営する企業が参入してくる可能性を考えると、お金のある人は民間企業が全部囲い込んでいくので、低所得の方の対応を市社協が担うことが想定されます。

現時点であんしんさぼーと事業は、生活保護受給者の割合がかなり高く、入退院の事務や身元保障、死後事務等を担うとなると、非常に大変なことになる

川下理事 と思います。

だからこそ、今後どうするのか、検討される場合には十分注意してください。

堀江次長 ありがとうございます。

棄野理事 棄野です。

この検討委員会の立ち上げ経過を見ると、区社協の役員さんなど、社協の役員が入っていません。

問題・課題を、見える化してほしいのです。

外部に見える化していくことによって多くの一般の人を巻き込んでいって、極端に言えば、市会議員の先生に伝わり、大阪市に対して代わりに言ってもらえたなら助かりませんか。

社協が頑張っているので、何とかしてあげてよという声を集めるためにも、見える化というのはすごく大事だと思います。

この構成の中にまず区社協の会長さん、若手職員を巻き込み、いろいろ意見を集めることで、必ず各区に持ち帰ってもらい、理事会等で今の状況を説明していくべきだ、その話を聞いた人が、そこからまた多くの人に社協はこのような取組みを行っていると伝えてもらうことがすごく大事だと思います。

当然、課題についても同様に市社協・区社協で共有できたらと思います。

もう少し皆さんのが、社協というのが身近なものと思えるように事業をやっていただきたいなと思います。

そのためにも、見える化を頑張っていただきたいと思いますし、一番基本のことだと私は思いますので、ぜひとも考えていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

堀江次長 ありがとうございます。

今現在、このあり方検討委員会で何をやっているかというところについては、毎月開催の、区社協事務局長会で共有するのみとなっておりますので、もう少し幅を広げて各地域で活動されている人や、いろんな方に、社協が今、何をやっているかというところをしっかりと見せられるように考えていきたいと思います。

ありがとうございました。

司会 他にご意見ご質問はよろしいでしょうか。

ないようでございますので、報告は以上となります。

それではこれをもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、令和8年度事業計画及び予算についてご審議いただきます理事会を令和8年3月17日（火）午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予定くださいますようお願いいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。